



# 島根県報

令和2年6月30日（火）

号外第88号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規則】**

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (企業立地課) 2

**【告示】**

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示の廃止 (企業立地課) 2

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示 ( " ) 2

**公布された条例等のあらまし****◇島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（規則第64号）**

## 1 規則の概要

- (1) 立地規模の基準を、中山間地域等に立地する場合にあつては、新たに増加する常用従業員の数が5人以上であることとした。（第3条第1項第2号関係）
- (2) その他規定の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

---

**規 則**

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県規則第64号**

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

島根県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年島根県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号の改正規定中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。第5号及び第8条第1項第1号において「過疎地域」）」を「島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）第2条に規定する中山間地域及び過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域（第5号及び第8条第1項第1号において「中山間地域等」）」に改め、同項第6号を改め、同号を同項第5号とする改正規定中「前条第4号」を「前条第4号」に、「過疎地域」を「中山間地域等」に改める。

第8条第1項第1号の改正規定中「過疎地域」を「中山間地域等」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

---

**告 示****島根県告示第436号**

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示（令和2年島根県告示第203号）は、廃止する。

令和2年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県告示第437号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を次のように定め、令和2年7月1日から施行する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県企業立地促進助成金の交付の対象等を定める告示（平成31年島根県告示第290号）は、令和2年6月30日限り、廃止する。

令和 2 年 6 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 補助金等の名称

島根県企業立地促進助成金（以下「助成金」という。）

#### 2 交付の目的

企業が県内に立地する際の経費に対して助成を行い、本県の産業の高度化及び雇用機会の増大を図り、もって広く定住の促進に寄与することを目的とする。

#### 3 用語の定義

- (1) 認定企業 島根県企業立地促進条例（平成 4 年島根県条例第 23 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による計画の認定を受けた企業をいう。
- (2) 助成対象期間 島根県企業立地促進条例施行規則（平成 4 年島根県規則第 43 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項に規定する申請書（以下「申請書」という。）が受理された日から助成金の交付を申請する日までの期間をいう。
- (3) 増加固定資本額 規則第 3 条第 1 項第 1 号アに規定する投下固定資本のうち、認定企業が助成対象期間に新たに取得した投下固定資本（当該認定企業が同企業に全額出資している企業（主たる事務所が県外にあるものに限る。）の投下固定資本を借用する場合又は認定企業が法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 64 条の 2 に規定するリース取引を行い、かつ、売買取引に準ずる会計処理を行った場合若しくは認定企業（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社並びに会計監査人を設置する会社及びその子会社を除く。）が賃貸借取引に準ずる会計処理を行った場合にあっては、当該投下固定資本を含む。）に係る経費の総額をいう。
- (4) 常用従業員 雇用期間の定めのない従業員及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項第 2 号の継続雇用制度により雇用される従業員（同条第 2 項の規定により継続雇用制度に含まれるものとされる制度により雇用される従業員を含む。）で知事が認めるものをいう。
- (5) 増加常用従業員 申請書が受理された日その他の知事が別に定める時点に比べ、認定企業又は認定企業が資本金の全額を出資する企業（以下「全額出資企業」という。）が助成対象期間に立地に伴い増加させた常用従業員をいう。
- (6) 新規卒就職者 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校その他知事が認める機関を卒業等した者であって、卒業等後 1 年以内に初めて常用従業員となったもの（県内に住所を有する者に限る。）
- (7) U I ターン就職者 県外から県内に住所を移転した者であって、その移転の日又は県外の事業所を離職した日のいずれか遅い日から 6 月以内に初めて県内において常用従業員となったもの（(6)に該当する者を除く。）

#### 4 交付の対象となる者

認定企業であって、次に掲げる場合に応じて次に定める要件を備えたもの

- (1) 規則第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる場合 増加固定資本額が 3 億円以上であって、増加常用従業員の数（以下「増加常用従業員数」という。）が 10 人以上であること。
- (2) 規則第 3 条第 1 項第 1 号の 2 に掲げる場合 増加固定資本額が 5,000 万円以上であって、増加常用従業員数が 5 人以上（登記上、県内に本拠を置く企業（発行済株式又は出資価額の所有割合が最も大きい企業又は個人が県外に本拠を置く場合を除く。）が事業の拡大を行う場合にあっては、3 人以上）であること。
- (3) 規則第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる場合 増加常用従業員数が 10 人以上（島根県中山間地域活性化基本条例（平成 11 年島根県条例第 24 号）第 2 条に規定する中山間地域及び過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 33 条各項の規定により過疎地域とみなされる区域（以下「中山間地域等」という。）に立地する場合（県内に事業所を有する企業が事業の拡大を行う場合を除く。）にあっては、5 人以上）であること。
- (4) 規則第 3 条第 1 項第 3 号又は第 5 号に掲げる場合 増加常用従業員数が 3 人以上であること。
- (5) 規則第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる場合 増加常用従業員数が 5 人以上であること。

#### 5 助成金の交付の対象及び額

## (1) 交付の対象

増加固定資本額（助成金以外の県の交付する補助金等を直接又は間接にその経費の財源の一部として投下固定資本を取得した場合は、その取得に要した経費を除く。以下同じ。）及び増加常用従業員に係る経費

## (2) 交付の額

次のア及びイに掲げる額の合計額又はア及びウに掲げる額の合計額（コールセンター業（隠岐郡に立地するもの及び中山間地域等に立地するもので増加常用従業員が20人未満のものを除く。）にあってはアに掲げる額、規則第3条第1項第3号又は第4号に該当する場合にあってはイ又はウに掲げる額、同項第5号に該当する場合にあってはウに掲げる額）とする。

ア 増加固定資本額（規則第3条第1項第2号に該当する場合にあっては、増加固定資本額1,000万円以上の場合に限る。）に、別表第1の立地の区分欄に応じ同表の助成率欄に掲げる助成率に別表第2の立地の区分欄、業種欄及び要件欄に応じ同表の加算する助成率欄に掲げる助成率を加えた率を乗じて得た額（その額が7億円を超える場合は、7億円。ただし、別表第3の立地の区分欄に該当する場合は、7億円に同表の上限額の加算欄に掲げる額をそれぞれ加算した額）

イ 増加常用従業員数（全額出資企業の増加常用従業員数を除く。）のうち新規学卒就職者及びU I ターン就職者の合計数に100万円を乗じて得た額（コールセンター業であって、隠岐郡に立地するものについて、当該額が3,000万円を超える場合は、3,000万円）

ウ 中山間地域等に所在し、かつ、資本金の額が3億円以下又は常用従業員の数が300人以下の企業（別表第4の1の項から3の項までのいずれかに該当する場合を除く。以下「中小企業」という。）の増加常用従業員数（全額出資企業の増加常用従業員数を除く。）のうち新規学卒就職者及びU I ターン就職者の合計数に130万円を乗じて得た額（コールセンター業であって、隠岐郡に立地するものについて、当該額が3,000万円を超える場合は、3,000万円）

## 6 助成金の交付

助成金の交付決定のあった年度の当該助成金の交付限度額は2億円とし、当該助成金の額が2億円を超える場合にあっては、2億円を超える部分の助成金について、交付決定のあった年度の翌年度以降に各年度2億円を限度として分割して交付するものとする。

## 7 財産処分の制限

助成金の交付を受けた認定企業は、助成額の算定の基礎となった土地、建物又は償却資産をその交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、又は担保に供しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、助成金の交付決定日から7年を経過した場合は、この限りでない。

## 8 助成金の返還等

知事は、助成金の交付を受けた認定企業が、条例第8条第2項に定める場合のほか、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって助成金の交付を受けたことが明らかであること。

(2) 助成金の交付決定日から7年以内に、業績が悪化していない状況において、事業を廃止し、休止し、又は著しく縮小したこと（企業の責めに帰すべき事由によらない場合を除く。）。

## 別表第1

立地の区分	助成率
1 県内に事業所を有しない認定企業が、新たに県内に事業所を設置する場合（償却資産のみ取得し、土地及び建物を借用する場合を含む。）（以下「県外新規立地」という。）	15パーセント
2 県内に事業所を有する認定企業（以下「県内企業」という。）が、建物を新築し、又は増築することにより生産施設の面積を増加させる場合（以下「県内増設」という。）	5パーセント
3 県内企業が、償却資産のみを増設する場合（以下「償却資産の増」という。）	5パーセント

備考 生産施設とは、次のア又はイに掲げる業種に応じて当該ア又はイに定める施設をいう。

ア 規則第2条第1号に掲げる業種 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第1号に規定する生産施設

イ 規則第2条第2号から第4号までに掲げる業種 主たる事業の用に供するための施設

別表第2

立地の区分	業種	要件	加算する助成率
1 県外新規立地の 場合	1 規則第2条第1号に掲 げる業種	労働生産性が特に高いと認められる企業	各要件につき5 パーセント（最 大15パーセン ト）
		特に高度な技術職の雇用の場を創出すると認め られる企業	
		浜田港又は境港の利用が多いと認められる企業	
		県内産業への波及効果が高いと認められる企業	
		中山間地域等に立地する企業	
	2 規則第2条第2号に掲 げる業種	従業員に占める情報処理技術に関する資格者の 割合が特に高いと認められる企業	各要件につき5 パーセント（最 大15パーセン ト）
特に高度な技術職の雇用の場を創出すると認め られる企業			
中山間地域等に立地する企業			
2 県内増設又は償 脚資産の増の場合	1 規則第2条第1号に掲 げる業種	特に労働生産性の向上が認められる企業	各要件につき5 パーセント（最 大10パーセン ト）
		特に高度な技術職の雇用の場を創出すると認め られる企業	
		中山間地域等に立地する企業	
	2 規則第2条第2号に掲 げる業種	従業員に占める情報処理技術に関する資格者の 割合が特に高いと認められる企業	各要件につき5 パーセント（最 大10パーセン ト）
		特に高度な技術職の雇用の場を創出すると認め られる企業	
		中山間地域等に立地する企業	

備考 複数の要件に該当する場合は、合算した助成率を加算する。

別表第3

立地の区分	上限額の加算
1 浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡又は隠岐郡に立地する企業のうち増加常用 従業員数が30人以上のもの	3億円
2 県営工業団地に新たに立地する企業のうち増加常用従業員数が30人以上のもので、その事業内 容が本県の地域振興に特に大きく寄与すると知事が認めたもの	2億円

別表第4

- 1 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）  
第2条第1項各号に定める中小企業者の範囲を超えるものをいう。以下同じ。）が所有している中小企業者
- 2 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- 3 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者